

「慶應義塾の研究活動に関する申し立て窓口」の運用について

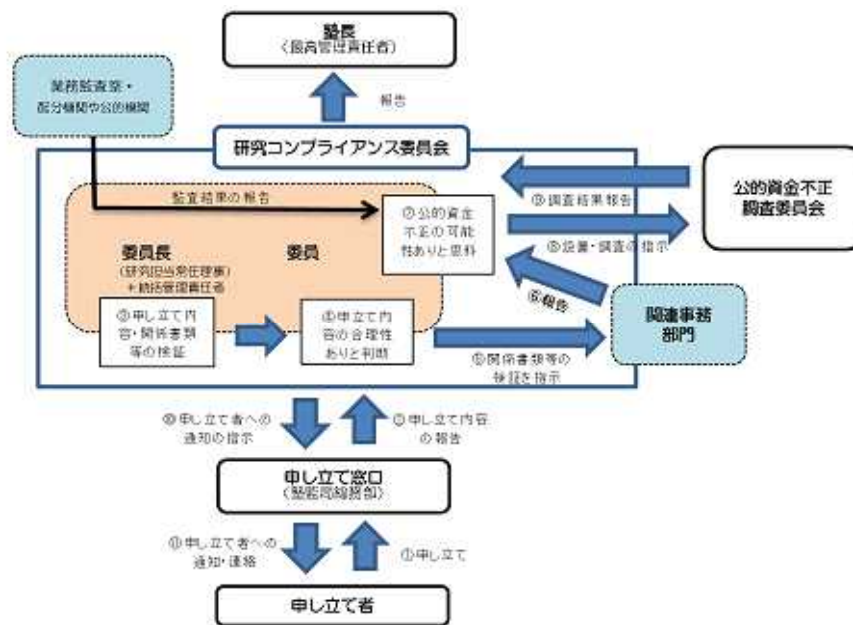
義塾では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（次頁参照）の趣旨を踏まえ、従来からの取り扱いに加え、平成 22 年度から、総務部を全塾共通の研究活動に関する申し立て窓口として塾内外に公開しています。窓口利用に際しては、次頁以降に掲載している「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」、「公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン」および「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」の各ガイドラインを必ずお読みください。

なお、上記ガイドラインに則り、郵送または所定の web サイトを通じて提出された文書による申し立てを対象としています。

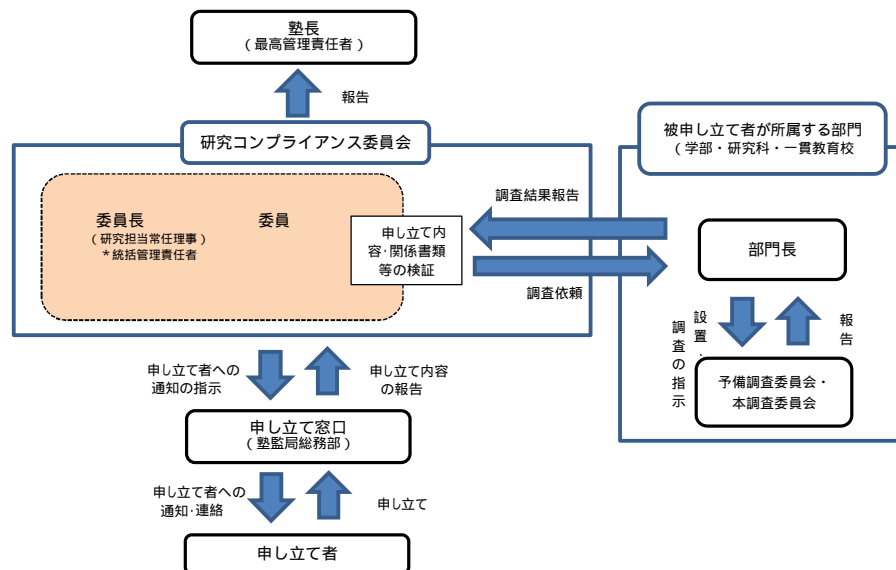
（郵送による場合）108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾 総務部内
「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」係 宛

（web による場合）<https://wwwdc01.adst.keio.ac.jp/kj/somu/kenkyufusei/index.html>

公的資金の不正使用に関する申し立てへの対応プロセス（概要）



研究活動における不正行為に関する申し立てへの対応プロセス（概要）



参考：資金元から求められる、不正行為等への対応

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）委託研究開発契約書（雛形）第 22 条第 3 項

「乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等が不正行為等を行った疑いがある場合及び乙以外の機関の調査による不正行為認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。」（甲はAMED、乙は受託機関を指す）